## ラ・ムー高松中央店 (No.976)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年1月18日 香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告 令和2年8月13日香川県公告 (大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 ラ・ムー高松中央店 高松市多肥上町 1126 番地 外

- 3 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
  - (1) 意見書を提出した者 多肥地区コミュニティ協議会
  - (2) 意見の概要
    - 第1 意見の要旨

多肥地区においての配慮事項について

- 建物、工作物等
- ② 屋外広告物
- ③ 地域で活動する際のマナー

## 第2 意見の理由

多肥地区において特に配慮すべき事項

① 建物、工作物等

協議の対象地区は、高松市景観計画において、市街地景観ゾーン又は田園居住景観ゾーンに指定されています。

建物、工作物等を建築、設置する際には、これらの基準を順守すると ともに、以下の点について配慮をお願いします。

- ・建築物の壁面の色彩について、主に白色系を基調とした淡い色の 使用をお願いします。(自然石や木材に彩色を施さず使用する場合、 それらの素材については適用しないでください。)
- ・周辺との調和に配慮し、樹木や生垣、芝生等緑化空間の形成に努めてください。
- ・外観(外壁及び屋根)の基調色は、高松市景観計画の基準に関わらず、次の色彩基準(マンセル表色系)に適合したものにしてください。(自然素材に彩色を施さず使用する場合を除く。)

<u> </u>		
色相	彩度	明 度
Y, YR, R	4以下	8~9以上
その他	2以下	8~9以上

## ② 屋外広告物

協議の対象地区は、高松市屋外広告物条例において、第2種許可地域又は第3種許可地域に指定されています。

屋外広告物を設置する際には、これらの規程を順守するとともに、以下の点について配慮をお願いします。

- ・屋外広告物の面積は、条例の基準の上限に関わらず、必要最小限の 大きさにするよう努めてください。
- ・敷地内に設置する広告板又は広告塔について、地面からの高さを 4m未満にして、景観の保全に努めてください。
- ・屋上広告とそれに類する広告物の掲出を控え、景観の保全に努めてください。
- ③ 地域で活動する際のマナー

協議の対象区域内で活動する際には、マナーとして以下の点について配慮をお願いします。

- ・近隣に対する騒音や悪臭などを発生させないでください。
- ・周辺環境に十分配慮し、過剰な照明は避けてください。
- ・公序良俗に反する広告の掲出を控える等、周辺児童の心身の成長 及び人格形成に良好な環境の維持に努めてください。

## ラ・ムー高松中央店 (No.976)

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課 縦覧期間: 令和3年1月18日から令和3年2月18日まで